

【ロシア】二重国籍者の届出義務化

海外立法情報課 小泉 悠

* 2014 年 6 月、ロシアにおいて、二重国籍者の届出を義務付ける法律が制定され、8 月に施行された。今後、届出を怠った者は処罰の対象となる。

1 法律の概要と制定過程

2014 年 6 月 4 日連邦法第 142 号「ロシア連邦法「市民権について」第 6 条及び第 30 条並びに個別の連邦法の改正について」（以下、「二重国籍届出法」という。）（注 1）が 8 月 4 日に施行された。

この二重国籍届出法により、2002 年 5 月 31 日連邦法第 62 号「市民権について」（以下、「市民権法」という。）（注 2）が改正され、二重国籍を有するロシア連邦国民は、その旨を移民管理当局に届け出る義務を負うこととなった。ロシア連邦憲法第 62 条は、上級職公務員、選挙によって選出される公職者及びその候補者を除き、ロシア連邦国民が二重国籍を持つことを認めている。

しかし、従来は、二重国籍を有していてもその事実に関する報告義務が存在せず、ロシア政府は二重国籍保有者の実態を把握できていなかった。特に 2013 年にはヴィタリー・マルキン議員が、上院議員でありながらイスラエルの国籍も保有していることが明らかになり、大きな政治的問題へと発展した。しかし、こうした法律違反についての罰則は存在しなかった。

これに対して 2014 年 3 月、ウラジミール・プーチン大統領は、下院議員団との会合において二重国籍保有者の実態把握と違反者に対する罰則が必要であると述べ、下院及び政府による対策を要請した。このプーチン大統領の要請に応える形で、ロシア自由民主党のアレクサンドル・ルゴヴォイ下院議員らを中心に二重国籍の届出を義務化する法案が作成され、3 月末には下院に提出された。

当初、届出を怠った場合の罰則は、比較的軽微な行政義務違反とすることが検討されていたが、上記のルゴヴォイ議員らの主張により、刑事罰が科されることとなった。

2 二重国籍届出法による市民権法の改正

二重国籍届出法第 1 条により、市民権法第 6 条に第 3 項から第 11 項までの新たな規定が追加された。この改正により、外国の国籍、居住権及びその他の常時居住権を取得したロシア連邦国民は、その日から 60 日以内に最寄りの入国管理局に書面で届出を行うことが義務付けられる（第 3 項）。ただし、ロシア連邦国外に居住しているロシア連邦国民についてはこの限りではない。

また、上記の条件に該当する 18 歳未満のロシア連邦国民又は法的行為能力を制限されたロシア連邦国民については、法定代理人が同様の届出を行うと規定されている

（第4項）。届出書類は郵送とする（第5項）。書類には、氏名、生年月日、出生地、住所、本人確認書類の番号及び国籍を有する国のパスポートに記載されている事項等を記入しなければならない（第6項）。

3 二重国籍届出法による刑法典及び行政義務違反法典の改正

二重国籍届出法第2条により、刑法典第32章に第330.2条が追加された。これにより、市民権法第6条に規定する二重国籍保有者の義務を履行しない者には、20万ルーブル（約60万円）以下又は年収1年分に相当する金額の罰金若しくは400時間以下の強制労働の刑が科される。

また、二重国籍届出法第4条では、行政義務違反法典に第19.8.3条が新設された。同条の規定によると、届出が遅れた場合、届出の内容に不備があった場合及び明らかに信用できない内容の届出を行った場合には、500ルーブル以上1,000ルーブル未満（約1,500円から3,000円）の罰金が科される。

4 既に二重国籍を保有する者に関する規定

既に改正市民権法の対象となる二重国籍等を保有している者については、既存の法律の改正ではなく、二重国籍届出法自体に新たな規定が設けられた。

二重国籍届出法第6条第1項によると、二重国籍届出法が施行された時点で外国の国籍、居住権及びその他の常時居住権を取得していたロシア連邦国民（ロシア連邦国外に居住している者を除く）は、二重国籍届出法の施行から60日以内に最寄りの入国管理局に書面で届出を行わなければならない。また、第6条第2項では、18歳未満のロシア連邦国民又は法的行為能力を制限されたロシア連邦国民に関して法定代理人に同様の義務を定めている。

また、クリミア共和国及びセヴァストポリ連邦市の住民に関しては、改正ロシア市民権法は2016年1月1日以降に適用することとする（二重国籍届出法第6条第5項）。

5 二重国籍届出法に関する評価

二重国籍届出法に関しては、二重国籍保有者を外国のスパイ扱いするものであるとして批判する声もロシア国内にはある（注3）。

注（インターネット情報は2014年9月18日現在である。）

- (1) Федеральный закон Российской Федерации от 4 июня 2014 г. N 142-ФЗ. *О внесении изменений в статьи 6 и 30 Федерального закона "О гражданстве Российской Федерации" и отдельные законодательные акты Российской Федерации*. <<http://www.rg.ru/2014/06/06/grajdanstvo-dok.html>>
- (2) Федеральный закон Российской Федерации от 31 мая 2002 г. N 62-ФЗ. *О гражданстве Российской Федерации*. <<http://base.garant.ru/184539/>>
- (3) 「二重国籍秘匿は刑事犯罪」『ロシアNOW』2014.8.11.